歯科衛生士の業務範囲については、いまだグレーゾーンとされている部分が多く、厚生労働省の見解においても「衛生士の熟練度によって“ケースバイケース”」と述べられています（2008年、兵庫）。

歯科衛生士の権限について国が文書で具体的に明示したのは1966年が最後であり、その内容を抜粋し、以下にまとめました。（歯科衛生士の業務範囲に関する疑義について、厚生省医務局歯科衛生課長の回答：一部抜粋）

～歯科衛生士の行為別の業務の可否について～

|  |  |
| --- | --- |
| 可 | 不可 |
| カルテに書き込むこと（診療に関する事項）⇒歯科医師の口述を筆記するに留まる場合は許される | 主訴を聞き取りカルテに記入する⇒出来ない |
| 貼薬（仮封）、仮封材の除去、裏装材の貼布、マトリックスの装着・除去、充填剤の填塞、充填物の研磨、矯正装置の除去⇒主治の歯科医師による指示の場合出来る | ワックスパターンの埋没⇒歯科衛生士の業務の範囲外 |
| インレー・冠の装着⇒出来ない |
| X線撮影⇒出来ない |

これはあくまでも40年以上前の考えであり、現在では解釈が変わっている部分もあるでしょう。厚生労働省は、「歯科疾患を予防し、口腔衛生の向上を図る観点から、歯科衛生士の果たすべき役割は重要であり、引き続き、質の高い歯科衛生士を養成し、良質かつ適切な歯科医療を提供していく必要があると考えている。―（一部省略）―なお、歯科衛生士の業務範囲を狭めようとしている、ということはない。」と述べる一方で、「現時点では、歯科衛生士法の抜本的改正が必要であるとは考えていない。」とも述べています（2007）。

しかし、昨今では口腔と全身の健康の関連性、また高齢者の口腔ケアの重要性が注目されており、歯科衛生士はますます活躍の幅を広げていくことが予想されます。近い将来、歯科衛生士の業務範囲をより明確にすることが必ず必要になってくるのではないでしょうか。